

福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成20年度～21年度、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになっている。

平成22年度以降は、生活保護の開始件数はさほど減少してはいないが、死亡による廃止件数が増加しているのがその要因である。

平成23年度～平成24年度の町村別の被保護世帯数は、横浜町・東北町で増加率が高くなっており、高齢者アパートへの他管内からの転入が主たる増加要因となっている。

① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成20年度	920	100.0	—
平成21年度	981	106.6	106.6
平成22年度	1,058	115.0	107.8
平成23年度	1,060	115.2	100.2
平成24年度	1,077	117.1	101.6

② 町村別被保護世帯数（単位：世帯数）

町村名 \ 区分	世帯数	対前年度比
野辺地町	255	99.6
七戸町	213	100.5
六戸町	93	102.2
横浜町	92	105.7
東北町	304	103.1
六ヶ所村	120	100.8
計	1,077	101.6

ア 平成24年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢単身世帯の構成比が平成20年度の54.3%から56.3%と2.0ポイントの増加、その他世帯が平成20年度の4.9%から8.3%と3.4ポイント増加している。

逆に、傷病・障害世帯は、平成20年度の37.0%から32.5%と4.5ポイント減少している。

① 世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成20年度		436	64	500	36	234	106	340	25	20	45
平成21年度		466	69	535	37	240	115	355	31	23	54
平成22年度		507	72	579	40	250	127	377	34	28	62
平成23年度		511	69	580	38	251	131	382	35	24	59
平成24年度		534	72	606	33	232	118	350	48	41	89
内 訳	野辺地町	124	17	141	8	50	29	79	12	14	26
	七戸町	109	9	118	10	41	25	66	13	7	20
	六戸町	42	9	51	1	22	7	29	9	4	13
	横浜町	51	6	57	1	22	8	30	2	2	4
	東北町	150	24	174	9	69	37	106	7	9	16
	六ヶ所村	57	7	64	5	28	13	41	5	6	11

イ 「労働力類型別」にみると、「その他」が平成20年度の3.0%から0.8ポイント減少しているのが目立つ。

一方、「世帯員が働いている」が平成20年度の2.5%から0.9ポイント増加している。

② 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成20年度		34	3	3	28	67	23	830
平成21年度		31	4	2	32	68	31	882
平成22年度		31	5	1	30	67	36	955
平成23年度		32	2	2	24	60	35	964
平成24年度		39	0	5	24	68	37	972
内 訳	野辺地町	12	0	0	2	14	11	230
	七戸町	15	0	1	6	22	7	184
	六戸町	4	0	0	3	7	3	83
	横浜町	0	0	0	3	4	4	84
	東北町	6	0	3	7	16	11	277
	六ヶ所村	1	0	1	2	4	1	115

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成20年度～平成21年度、平成21年度～平成22年度は増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度～平成24年度は再びわずかながら増加している。

町村別に見ると、横浜町、東北町で増加率が高くなっている。

当該町村は、高齢者住宅が立地しており、他管内からの転入による申請が多いことも増加の一因となっている。

① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成20年度	1,253	100.0	
平成21年度	1,334	106.5	106.5
平成22年度	1,437	114.7	107.7
平成23年度	1,425	113.7	99.2
平成24年度	1,444	115.2	101.3

② 町村別月平均被保護人員（平成24年度 単位：人）

町村名 \ 区分	人員数	対前年度比
野辺地町	349	99.7
七戸町	280	99.3
六戸町	122	100.0
横浜町	122	109.9
東北町	409	103.8
六ヶ所村	163	98.2
計	1,444	101.6

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成20年度から平成22年度までは増加傾向にあったが、平成23年度はわずかながら減少し、平成24年度は再び緩やかながら増加している。

町村別では、特に横浜町、東北町の増加傾向が顕著である。

① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

年度 \ 町村名	20	21	22	23	24
野辺地町	21.8	23.5	25.4	24.8	24.8
七戸町	16.0	17.0	17.4	17.0	17.2
六戸町	9.8	10.7	12.2	12.0	12.0
横浜町	19.1	19.9	21.2	22.9	25.5
東北町	16.0	17.7	20.2	20.8	21.7
六ヶ所村	13.6	14.6	15.7	15.0	14.8
管内	16.1	17.4	18.9	18.8	19.2
県	18.0	19.2	20.8	21.7	22.3
国	12.5	13.8	15.2	16.2	未公開

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

保護の申請件数は、平成21年度に大幅に増加したが、平成22年度以降は落ち着いてきている。平成24年度においては、東北町、横浜町、六戸町の申請数の増加が目立つ。

保護の開始件数は、申請数の増加とほぼ連動しており、平成21年度に増加が顕著であったが、平成22年度以降は落ち着いてきている。

一方、廃止件数は平成22年度以降80件を数え、死亡廃止が目立ってきている。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成20年度	159	100	29	30	48
平成21年度	198	127	49	22	50
平成22年度	141	102	25	14	86
平成23年度	161	111	29	21	83
平成24年度	145	91	26	28	91

・ 決裁日ベースでの集計である。

(5) 保護費の状況

平成24年度における保護費の支出総額は、約20億8,400万円であり、平成23年度の約20億400万円に比べ増加している。支出総額のうち、医療扶助は49.6%となっており高い比重を占めている。

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	計
野辺地町	164,215,778	45,009,319	1,774,818	134,368	2,130,277	0	1,075,011	202,840	12,682,098	227,224,509
七戸町	134,549,172	24,453,831	1,811,997	41,700	1,846,484	0	1,410,014	392,980	9,234,645	173,740,823
六戸町	66,010,774	12,166,637	777,777	0	870,099	0	324,773	950,253	8,719,783	89,820,096
横浜町	59,966,446	8,761,472	1,126,925	0	1,521,179	0	0	183,940	9,581,785	81,141,747
東北町	204,655,895	45,393,065	2,244,426	88,020	4,269,742	88,050	1,413,219	742,323	17,757,525	276,652,265
六ヶ所村	87,915,454	12,645,450	669,809	222,000	1,135,335	0	726,539	338,940	7,498,391	111,151,918
小計	717,313,519	148,429,774	8,405,752	486,088	11,773,116	88,050	4,949,556	2,811,276	65,474,227	959,731,358
支払基金 支払分					1,023,005,756.0					1,023,005,756.0
国保連 支払分				102,021,440						102,021,440
合計	717,313,519	148,429,774	8,405,752	102,507,528	1,034,778,872.0	88,050	4,949,556	2,811,276	65,474,227	2,084,758,554.0

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦相談

母子及び寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子・寡婦福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成24年度の相談件数は1,100件であり、相談別では、「生活援護」938件(85.3%)で、うち母子・寡婦福祉資金が916件(97.7%)を占めており、次いで「生活一般」138件(12.5%)、「児童」20件(1.8%)となっている。

母子・寡婦福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

年度		20	21	22	23	24
生活一般	住 宅	6	10	6	1	9
	医 療 ・ 健 康	20	16	23	15	15
	家 庭 紛 争	3	2	1	0	0
	就 労	118	115	123	88	92
	結 婚	0	0	0	1	1
	養 育 費	12	12	12	11	2
	借 金	8	9	4	7	8
	そ の 他	25	8	13	8	11
	小 計	192	172	182	131	138
児 童	養 育	7	18	17	8	17
	教 育	7	5	1	0	0
	非 行	0	0	0	1	1
	就 職	2	5	4	1	0
	そ の 他	7	1	2	0	2
	小 計	23	29	24	10	20
経 済 活 支 援 援 護	母 子 福 祉 資 金	759	713	875	722	911
	寡 婦 福 祉 資 金	15	5	10	3	5
	公 的 年 金	0	1	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当	7	6	0	1	3
	生 活 保 護	5	4	4	1	4
	税	1	1	2	3	5
	そ の 他	29	5	1	8	10
	小 計	816	735	892	738	938
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)	0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)	0	1	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)	0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用	0	0	0	0	4
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)	2	0	0	0	0
	小 計	2	1	0	0	4
合 計	1,033	937	1,098	879	1,100	

(十和田市及び三沢市を含む)

(2) 母子及び寡婦福祉資金貸付状況

24年度の母子福祉資金の貸付総額は、前年度より10.5%減少し、40,907,200円となっている。そのうち児童の修学に関わる修学資金、就学支度資金が貸付額全体の84.4%を占めている。

また、寡婦福祉資金の貸付総額は、0円となっている。

平成24年度

	母子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	28	11,757,200	47	18,294,000	75	30,051,200	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	17	3,672,200	28	6,102,000	45	9,774,200	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	4	2,796,000	2	1,332,000	6	4,128,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	1	768,000	12	7,428,000	13	8,196,000	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	2	1,035,000	1	312,000	3	1,347,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	1	1,020,000	2	2,160,000	3	3,180,000	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	3	2,466,000	2	960,000	5	3,426,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	4	3,048,000	4	3,048,000	0	0	0	0	0	0
修業資金	4	2,027,000	0	0	4	2,027,000	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	2	1,320,000	2	1,320,000	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	22	4,461,000	0	0	22	4,461,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校分	9	912,000	0	0	9	912,000	0	0	0	0	0	0
私立高校分	7	1,588,000	0	0	7	1,588,000	0	0	0	0	0	0
専修分	1	213,000	0	0	1	213,000	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学分	1	380,000	0	0	1	380,000	1	0	1	0	1	0
私立大学分	3	1,268,000	0	0	3	1,268,000	0	0	0	0	0	0
修業施設分	1	100,000	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	54	18,245,200	53	22,662,000	107	40,907,200	0	0	0	0	0	0

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金償還状況

管内の平成24年度の母子福祉資金の現年度の償還率は、調定額 42,178,695 円に対し収入済額 38,041,969 円で 90.2%、寡婦福祉資金の償還率は、調定額 981,648 円に対し収入済額は 981,648 円で 100.0%となっている。過年度分の償還率は母子福祉資金 10.3%、寡婦福祉資金 10.9%といずれも低く、市部に償還協力員を配置するなど、収入未済の解消に向けて取り組んでいる。

平成24年度

		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	42,174,021	38,037,295	4,136,726	90.2%	35,758,302	3,694,029	32,064,273	10.3%	77,932,323	41,731,324	36,200,999	53.5%
	利子	4,674	4,674	0	100.0%	73,489	10,553	62,936	14.4%	78,163	15,227	62,936	19.5%
	管内計	42,178,695	38,041,969	4,136,726	90.2%	35,831,791	3,704,582	32,127,209	10.3%	78,010,486	41,746,551	36,263,935	53.5%
	県計	265,950,546	232,155,728	33,784,818	87.3%	236,846,013	22,821,912	214,024,101	9.6%	502,786,559	254,977,640	247,808,919	50.7%

		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	981,648	981,648	0	100.0%	1,042,879	113,668	929,211	10.9%	2,024,527	1,095,316	929,211	54.1%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	管内計	981,648	981,648	0	100.0%	1,042,879	113,668	929,211	10.9%	2,024,527	1,095,316	929,211	54.1%
	県計	7,010,780	6,629,786	380,994	94.6%	8,650,322	582,855	8,067,467	6.7%	15,661,102	7,212,641	8,448,461	46.1%

4 婦人保護

婦人保護とDV防止法

売春防止法の規定に基づき実施されている婦人保護事業の一分野であり、売春対策の一環として、社会的観点から買売春構造に取り込まれている女性の保護と自立援助を行うことを目的として婦人相談員が配置されている。

平成13年10月13日には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行になり、平成14年4月から福祉事務所が「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、婦人相談員等がDV相談支援を行っている。

平成16年12月に、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充を盛り込んだ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、また、平成19年7月の2度目の改正で、直接的な身体的暴力だけでなく、生命や身体に対する脅迫を受けた場合にも、保護命令の申し立てができるなど支援内容が拡大されている。

配偶者からの暴力の被害者に適当な宿泊先がなく、緊急に保護することが必要と認められるなどの場合には、一時保護のため、女性相談所に移送している。

(1) 婦人保護相談

(単位:件)

年 度	区 分	入所相談	生活相談	求職相談	子 供 の 相 談	離婚問題	家庭紛争	そ の 他	計
20	来所・訪問	0	6	1	1	25	6	4	43
	電 話	1	7	1	2	37	12	8	68
21	来所・訪問	2	7	0	1	6	10	5	31
	電 話	0	10	1	3	12	11	10	47
22	来所・訪問	0	2	0	0	0	8	4	14
	電 話	0	10	8	1	4	10	6	39
23	来所・訪問	4	0	0	0	4	12	4	24
	電 話	0	1	2	0	4	12	3	22
24	来所・訪問	5	0	0	0	0	18	0	23
	電 話	2	0	2	0	1	12	1	28

(2) DV防止法に関する相談

年 度	相談延べ件数 (単位:件)	相談実人員 (単位:人)
20年度	26	10
21年度	41	12
22年度	23	11
23年度	34	18 (1) ※
24年度	38	11

※ () 内は男性からの相談